

以下の作業を行う団体等を募集します。

【摺上川ダム広瀬地区除草作業】

次のとおり募集します。

令和5年6月2日

分任支出負担行為担当官
東北地方整備局
摺上川ダム管理所長 三浦 猛

1. 募集の概要等

(1) 募集の目的

河川法第99条の趣旨に鑑み、摺上川ダム管理所が管理する阿武隈川水系摺上川の直轄区間(福島市飯坂町茂庭地内)において、河川維持のため、除草作業を行うものである。

(2) 履行場所等

摺上川ダム管理所管内阿武隈川水系摺上川(広瀬地区)における作業で、2.の参加資格要件を満たし、かつ、最低価格で応札した者と、契約締結するものとする。

(3) 作業内容

別添仕様書による

(4) 履行期間 契約締結の日の翌日 ～ 令和5年11月30日

(5) 本作業(業務)を契約する団体については、2.に示す参加資格要件を有することを証明する資料(別紙)をもって審査し、見積もり合わせの結果、予定価格の範囲内で最低価格者と請負契約する。

2. 参加資格要件

以下の要件を満たすものとする。

- (1) 河川法施行規則第37条の六に規定する河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であり、かつ、当該業務内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。
- (2) 当該河川において、過去5カ年度以内に同種・類似業務(活動)の実績があること。
 - ・同種業務(活動): [河川敷における除草作業等](#)
 - ・類似業務(活動): [公園等における除草作業等](#)
[河川の安全利用に関する調査](#)
- (3) 河川協力団体においては、河川協力団体指定証における「業務を行う河川の区間」が、本作業の履行場所を包含すること。
- (4) 本募集に関する説明書及び仕様書等の交付を受けた者であること。
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (7) 東北地方整備局から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中でないこと。

3. 本契約に関する手続等

(1) 契約に関する担当部局

〒960-0271 福島県福島市飯坂町茂庭字蟬狩野山25
東北地方整備局 摺上川ダム管理所 総務係
電話024(596)1275

(2) 説明書及び仕様書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和5年6月2日(金)から令和5年6月22日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分(ただし、最終日は16時)まで。
- ② 交付場所：3(1). 契約に関する担当部局による。
- ③ 交付方法：手渡し又は郵送等により交付する。
なお、郵送等による場合の費用は希望者の負担とする。

(3) 参加資格要件を有することを証明する資料及び見積書等

- ① 提出期間：令和5年6月2日(金)から令和5年6月22日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分(ただし、最終日は16時)まで。
- ② 提出場所：3(1). 契約に関する担当部局による。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

(4) 業務内容に関する担当部局

〒960-0271 福島県福島市飯坂町茂庭字蟬狩野山25
東北地方整備局 摺上川ダム管理所 管理係
電話024(596)1275

4 その他

- (1) 手続きにおいては使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成：要
- (3) 支払い：完了精算払いとする。
- (4) 見積心得：総務係に掲示
なお、見積心得を熟読のこと。
- (5) 見積方法：見積書には、消費税及び地方消費税相当額を含めること。
- (6) 契約保証金：免除